

岡崎市企業版ふるさと納税マッチング支援業務仕様書

(業務の目的)

第1条 本業務は、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の積極的な活用を図るべく、事業者独自のネットワークやノウハウを活かし、寄附を行う見込みのある企業（以下、寄附見込企業という）へ働きかけを行うことで、効率的な寄附獲得を目指す。

(業務の内容)

第2条 本業務は、以下の業務を行うものとする。

- (1) 寄附見込企業に対する岡崎市（以下、本市という。）の寄附対象事業の紹介及び寄附手続きの説明。
- (2) 寄附見込企業の新規開拓及び寄付見込企業の紹介。
- (3) 寄附は原則、現金での受領を優先し、物品寄附はウィッシュリストに沿って受入れること。（ただし本市が認める場合は、ウィッシュリスト以外の物品の受入れも可能。）
- (4) その他、寄附獲得に向けた支援に関すること。

(業務履行期間)

第3条 契約締結日から令和9年3月31日

(業務委託料)

第4条

- (1) 委託料の算定は完全成果報酬型とし、受注者が本市に寄附を行う法人を紹介したことにより企業版ふるさと納税の寄附が成立した場合に限り、委託料が生じるものとする。
- (2) 委託料は寄附額に対する委託料率によってのみ算出する。計算式は以下の通り。
寄附金額×委託料率（円未満の端数は切り捨てる。）
上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。
- (3) 委託料率は寄付金額の20%を上限とする。
- (4) 第2条（業務の内容）にかかる費用は全て委託料額に含まれるのとし、本市は委託料率に基づく委託料以外は負担しない。
- (5) 受注者が本業務の中で関わった法人であっても、他の受託者の紹介で本市への企業版ふるさと納税による寄附が成立した場合には、いかなる理由であっても委託料は生じないものとする。
- (6) 受注者は、受注者の紹介で行われた寄附であることを明確にする手法を、事前に本市と打ち合わせ了承を得ること。
- (7) 委託料の支払い時期は、本市及び申込者の協議により決定する。

(業務の履行に係る留意事項)

第5条 本業務の実施にあたっては、企業版ふるさと納税制度の仕組みや留意事項（寄附を行った法人への経済的利益の供与の禁止等）をふまえて、関係法令等を遵守すること。

(一括再委託の禁止)

第6条

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が、仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- (4) 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(業務の実施)

第7条

- (1) 寄附を行うことの代償として、受注者が寄附企業に経済的利益を供与することを禁止する。
- (2) 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知すること。また、業務の進捗に応じて定期的に発注者に対し報告を行うこととする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、双方協議のうえ定めるものとする。